図２　平成８／９年～平成23／24年の全国の需要実績を用いた算出方法

（単位：万トン）

年	x	需要量(y)
8／9	1	943.8
9／10	2	912.9
10/11	3	907.3
11/12	4	885.9
12/13	5	911.5
13/14	6	872.1
14/15	7	894.7
15/16	8	861.6
16/17	9	865.4
17/18	10	851.7
18/19	11	837.5
19/20	12	854.5
20/21	13	823.6
21/22	14	814.1
22/23	15	820.0
23/24	16	813.3
24/25	17	798.8
25/26	18	790.8

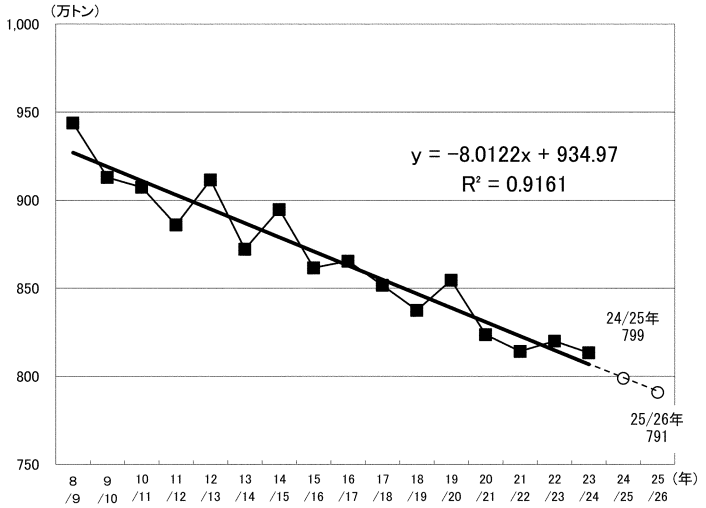


表２　平成24／25年及び平成25／26年の需要見通し

平成24／25年	799万トン
平成25／26年	791万トン

３　平成24／25年の需給見通し

平成23／24年の需給見通しは、表３のとおりです。

⑴　供給量

①　平成24年６月末の民間在庫量（確定値）は、180万トンです。

②　平成24年産主食用米等の生産量は、821万トン（平成24年10月15日現在の平成24年産米水稲の予想収穫量（主食用））です。

③　平成24／25年の備蓄米の代替供給量は４万トンです。

④　この結果、平成24／25年の主食用米等の供給量の合計は、1,005万トンとなります。

⑵　需要量

主食用米等の需要量は、２により算出した799万トンです。

⑶　平成25年６月末の民間在庫量

平成25年６月末の民間在庫量は、⑴の供給量及び⑵の需要量から算出して206万トンと見通されます。

表３　平成24／25年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

		主食用米等
平成24年６月末民間在庫量	A	180
平成24年産主食用米等生産量	B	821（注１）
平成24／25年備蓄米代替供給量	C	4（注２）
平成24／25年主食用米等供給量計	D＝A＋B＋C	1,005
平成24／25年主食用米等需要量	E	799
平成25年６月末民間在庫量	F＝D－E	206

注１：平成24年産主食用米等生産量は、821万トンと見通しているが、平成24年産米について高温障害による精米歩留り減が発生しているため、平成24／25年主食用米等供給量計は、1,005万トンから数万トン程度減少となることも想定される。このため、平成25年６月末民間在庫量は、206万トンを下回る可能性がある。

注２：平成24／25年備蓄米代替供給量は、①東日本大震災により、倉庫に保管されていた平成22年産米が被災し、これを平成23年産米で埋め合わせる形で供給が行われたこと、②特別隔離対策（100Bq／kgを超える平成23年産米の特別隔離対策）の対象となる米が市場隔離されること、から供給量が減少したことに伴い、①及び②に見合う量４万トン（震災による倉庫被災分２万トン程度＋特別隔離対策による隔離数量２万トン程度）の代替供給を政府備蓄米から行った数量である。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施（毎年20万トン）

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売（毎年20万トン）

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

他方、基本指針の毎年11月の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通し（表３）に沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、戸別所得補償制度の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

２　平成24／25年の備蓄運営

平成24年産米の備蓄米の買入数量については、８万トンとします。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（６月末）であることを踏まえ、保有期間が５年を超える米の品質確認を行い、買入数量と同量の８万トンの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた平成24／25年の備蓄運営は、表４のとおりです。